

# 時事新報

第千二百四十四號  
明治十九年四月八日 木曜日  
舊丙戌三月五日 (戌戌)  
日出前八時三十分  
日入後八時三十分  
印刷部 八時三十分  
電話 一八八八 (西曆一千八百八十六年)

## 時事新報

### 日本國の鐵道事業 十九

日本國の鐵道事業は甚だ不廉なり  
鐵道は要り運輸交通の途を便して人間事物の繁榮を  
開通せしむるに在ると勿論なれども若しその運賃の非  
常に高くして人毛物もこれ交通に依りて用ひ即ち無き  
有様ならば鐵道ありて雖も鐵道に用ひ即ち無き  
の云ふて可からん今假令東京濱州間の鐵道を就て言  
はんならば兩所十八英里の鐵道旅客賃上等一圓、中  
等六十錢、下等三十錢、從て廉なりとは云ふ可らず又  
日本鐵道會社の總路、東京の上野と高崎との間六十三  
英里の運賃上等三圓五十錢、中等二圓十錢、下等一圓五  
錢にしてその他各停車場間の運賃の概ねこれと準する  
ものとて別に言はずこの外官設鐵道にて關西の鐵道  
は京濱間の鐵道と同一の種類と同様のものあれば別に  
取て論ぜずと雖も北海道の鐵道はこれと獨立に米  
國人の手になりたる工事ゆゑ其類の別なるを幸ひよろ  
其運賃と掲げん即ち管内手當五十六英里の間にて上等  
二圓二十錢、並等一圓六十錢にして別々下等の設けな  
し我輩は右の乘車運賃と英米の他諸邦の運賃に對比  
して今の乘車賃の甚だ不廉なる次第と訴へんと欲する  
なり

### 上等旅客每一英里運賃比較表

土耳其	五、五六
日本京濱間官行鐵道	五、五五
同日本鐵道會社鐵道	五、五五
同北海道鐵道	三、九二
同北海道鐵道	四、〇八
同西海道	三、八八
同東海道	三、六九
同地利匈牙利	三、五〇
同伊太利	三、三〇
同荷蘭	同 上
同丁抹	同 上
同瑞典	三、〇四
同國(上野中の最高運賃)	五、〇〇
同英國	三、一一
同日耳曼	同 上
同西亞(最高運賃)	同 上
同西亞(最低運賃)	三、一〇
同西亞(平均運賃)	二、四五
同(上等及中等平均)	二、八二
同(平均)	二、四五
同(平均)	二、三四
同(平均)	同 上

ての土耳其を除き日本を運賃の不廉なる國も他には  
これ無きと知るべし  
凡そ鐵道運賃の廉なるは建設費の廉なるが第一  
の原因にして次で又事務取扱の方法に煩簡の差  
より大にその割合と異するは自然の勢ひからん畢  
竟米國鐵道運賃の廉なるは前記し如くその建築  
費營業費の廉なる外別に鐵道事務取扱人が熟練  
の巧みあるに由るは深くも説明し及ばぬ事なり又諸  
國の鐵道は重に狹軌道のものなるが故に建築費の割合  
も自然に少くして隨て運賃の安き其故なきあらずと  
雖も事の本体に就て論ずれば米國は既に鐵道線路の  
長く、また米國は既に鐵道に比較して人口の少き國  
に附かもその運賃の低廉なる殆んど世界第一ありと  
云ふ事あるに至りては日本の鐵道も悉く之を米國風  
に則るに必要とす尤も彼此地と異し又事情と別  
るの故に之をば引去るとして米國の運賃の廉にして旅  
客一般の便益即ち人間事物の繁榮開通の端となると復  
た争ふ可ざるの事實を論者或は言はん鐵道運賃  
の不廉なる其建築費の善長若し果て其に運賃不廉  
の原因からば日本又は土耳其の如き米國の運賃斯く  
も不廉なるの如何なる理由なるか我輩の敢て解釋に  
苦しむ所なれども本論の主旨より日本鐵道の不廉なり  
と云ふことと世界中の運賃の最も廉なるは米國なり  
と云ふ兩事實と掲げ日本にても大に運賃を廉くし以て  
乗客の數を増さんとせば須らく米國風の鐵道建築に  
則り又米國風の鐵道營業と學ぶべしと勸告する次第  
なり今この西洋諸國が其運賃の高低を定むる目標習慣  
等の事と就ての今暫らく之を説くの勢と辭せんとする  
なり (未完)

## 官報

○第一號告示  
露西亞國沿海州ノ海岸ニ於テ本年ヨリ來ル明治二十一  
年迄左ノ規則ニ依リ捕魚並ニ昆布採取ヲ許ス旨該州軍  
務縣令ヨリ本邦駐露國臨時代理公使スベイエル氏へ  
通報アリト趣同氏ヨリ通知アリタリ  
右告示ス  
明治十九年四月七日 外務大臣 伯爵井上 馨  
露國沿海州ノ海岸ニ於テ捕魚並ニ昆布採取ノ爲  
メ千八百八十五年間施行規則  
第一條 露國人並ニ外國人等ハ地方官ノ許可ヲ得テ此  
ノ規則ニ基キ千八百八十五年中沿海州ノ禁制ナキ  
海ニ於テ捕魚並ニ昆布採取ヲ營ムヲ允ル  
第二條 魚ヲ捕ヘ或ハ昆布ヲ採リ或ハ又之ヲ買集スル  
ヲ營ム者ハ其營業所最近ノ港ニ在ル地方官  
ニ出テ其營業權ヲ得ルノ證ヲ受取ルヲ要スル事  
ニ但中ニ自由ニ上下シ卵ヲ産スルヲ得セシメ且  
魚ノ河洩ヲ自由ニ上下シ卵ヲ産スルヲ得セシメ且  
河洩ヨリ河口ニ至ルマデ魚ノ通行ヲ妨ケザルヲ務  
ムルニ  
第三條 漁業及買集ヲ營ム者ハ其營業所最近ノ港ニ在  
ル地方官ノ許可ヲ得テ捕魚並ニ昆布採取ヲ營ム  
ヲ要スル事ニ基キ捕魚並ニ昆布採取ノ爲メ各船  
ハ此諸港ノ内一港ニハ必ズ寄航シ調度物品ヲ地方官

寮官或ハ其代官ニ出テ検査ヲ受ケ魚一「アード」ニ付  
金貨五「コペーキ」並ニ昆布一「アード」ニ付紙幣五「コ  
ペーキ」宛テ稅ヲ外國人等ハ上納スルモノトス露國  
人等モ其調品ヲ外國船ニ積ミ入レ外國ニ輸出スル節  
ハ右同課ノ稅ヲ納ムル  
露國人ニシテ露國船ヲ以テ魚ヲ外國ニ輸出スルモノ  
ハ「アード」ニ付紙幣五「コペーキ」ヲ納稅スルニ但  
テ外國ニ輸出スルモノハ非ラズ露國國內需用ノ爲  
メ物品ヲ調度スルモノハ全ク納稅ニ及バズ  
若シ納稅ノ爲メ金貨ナキ時ハ時相場ヲ以テ金貨ニ代  
ルテ納稅スルニ可キ  
第四條 官金庫、警察官及ヒ諸長官ヨリ納稅證ヲ發  
券面ニハ納稅主、魚或ハ昆布何「アード」何場所ニテ捕  
獲セハ採收、何船ニ此物品ヲ積入レ、何方ニ出帆ノ  
ヲ細記スルニ官金庫ニ直ニ納稅スル營業人等ハ  
調度品并ニ買集品ヲ検査セシメヨリ受取リタル納  
金未納證ヲ差出スルニ  
第五條 第三條ニ明示セシ諸港ノ一ニ納稅ヲ避ケン爲  
メ故意ニテ寄航セザル船ハ海上ニ勿論外國ノ諸港  
ニ在リテハ露國領事ヲ以テ之ヲ追索シ其輸出品ニ二  
倍ノ稅ヲ追徵スルニ且此船ハ我諸港ニ貿易或ハ營  
業ノ目的ニテ寄航スルヲ永ク嚴禁スル事  
第六條 露國領内ノ海岸ニ於テ現ニ捕魚并ニ昆布採取  
ヲ營ム露國人、朝鮮人等ハ我國國內需用或ハ外國需用  
ノ爲メ調度スルモノハ別ナク皆魚一「アード」ニ付金  
貨五「コペーキ」昆布一紙幣五「コペーキ」宛テ地方官  
官或ハ軍務官ニ納稅スルヲ要スル事  
第七條 浦潮港、ナリガ港、ボシエツト港等ニ來ル近海  
運船ニシテ魚或ハ昆布ヲ積込ニシタルモノハ即日納  
稅證ヲ發券シ地方官ニ呈シ其檢印ヲ受クヘシ若シ納  
稅未納ノモノハ即時之ヲ納ム可キ事  
第八條 魚或ハ昆布ノ稅ヲ納ム或ハ積荷ヨリ少ナキ  
稅ヲ納ム船主アルルハ其積荷ヲ沒收シ之ヲ賣買シ  
且其賣買金官金庫ニ納入スル事  
第九條 紙幣納稅ノ魚并ニ昆布ヲ輸出スルハ海、陸運送  
ノ自由ヲ得ヘキ事  
第十條 沿海州ノ海岸ニテ獲タル魚或ハ昆布ヨリ收入  
セシ金ハ何所ノ論ナク皆官金庫ニ納メテ官金庫ニ納  
メテ官金庫ニ加入シ沿海州軍務縣令ノ準備金トナス事  
第十一條 魚或ハ昆布ヲ検査シ其稅ヲ收ムルノ命ヲ受  
ケタル警察官及ヒ地方官等ハ毎月事務ノ現況ヲ外國  
輸出ノ魚並ニ昆布ノ數量ヲ軍務縣令ニ明細具狀シ且  
其收入セシ税金ヲ「ハ」府官金庫ニ送り縣令  
ノ準備金中ニ加入ス可キ事  
沿海州軍務縣令  
參事本部陸軍少將 マルシヤン 書記  
部長  
部員  
○總理大臣 勅令第十號を以て實動局職員を定めら  
れたる處議定官の儀に従前の通りたるへ旨内閣總理大  
臣より實動局總裁へ達せられたり  
○大學院學生等諸規程 帝國大學にては大學院規程大  
學院學生給費及補助規程分科大學特待學生規程、大學  
院及分科大學々々徒學徒研究旅行規程と左の通定め  
たり(文部省報告)  
大學院規程  
第一 大學院ニ入ル學生ハ其特ニ研究セント欲スル學  
科ヲ定メテ帝國大學總長ニ願出シ之ヲ學力優等品行端  
正ノ者ニ限リ之ヲ許可ス 分科大學卒業生ニ非サル者  
ハ特ニ設ケタル定期ノ試験ニ依リ其學力ヲ檢定ス○第  
二 帝國大學總長ハ大學院學生ノ研究セント欲スル學  
科ノ主管分科大學長ニ諮詢シ教授ノ中ヨリ其指導ヲ擔  
當スヘキ者ヲ指定シ學生ハ其指導ニ從ヒ研究ノ業ニ從  
事ス○第三 大學院學生ハ給費及自費トス○第四 大  
學院ノ給費學生ハ評議會ノ議ヲ經テ定員内ニテ總長  
特ニ之ヲ命シ定期ノ手續及學術若シハ技藝研究ノ費用  
ヲ給ス○第五 大學院ノ自費學生ハ學術若シハ技藝研  
究ノ費用ヲ給スルニ但自費補助スルコトアルヘシ○  
第六 大學院學生ノ學術若シハ技藝研究ノ期限ハ二年  
ヲ超ヘカラス其試驗ハ毎年十月ニ於テ之ヲ行フ○第  
七 大學院ニ於テ特ニ研究セント欲スル事項ハ評議會  
ノ議ヲ經テ之ヲ定メ總長其委員ヲ命ス  
大學院學生給費及補助規程  
第一 大學院ニ於テ給費學生ヲ命スルハ特別獎勵ヲ要

## 雜

スル學科ニ限ル者ト  
月金十五圓(一箇月  
ヲ給ス)ヲ受ケ研究  
ヲ受クルコトヲ得自費  
ノトス○第三 大學  
長學業懈怠若シハ疾  
ヲ除ク  
分科大學特待  
第一 學術優等品行  
ノ特待學生ト爲ス○  
年試驗ノ成績ニ依リ  
大學院ニ命シテ○第  
當該學年内左ノ等級  
ヲアルヘシ 第一等  
等 月領五圓 年領  
四十八圓(一箇月未  
四 特待學生其學目  
疾病ニ罹リ成業ノ目  
第一 大學院及分科大  
其教導諸教授ノ具  
費及補助學生ニハ  
給ス○第二 分科大  
要スルモノハ分科大  
額内ニテ所定ノ額  
○大學院學生 帝國  
大學院學生とあし  
山口縣十  
靜岡縣十  
新潟縣十  
高知縣十  
東京府十  
長岡縣十  
岡山縣十